

令和元年6月3日現在

機関番号：13701

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2018

課題番号：25862183

研究課題名（和文）医療型障害児入所施設における被虐待児の地域移行・自立支援に関する研究

研究課題名（英文）The study of transition and independence support for abused children in facilities for child with disabilities

研究代表者

大橋 麗子 (OHASHI, Reiko)

岐阜大学・医学部・助教

研究者番号：90612614

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、虐待を受けて、医療型障害児入所施設に入所する子どもに支援を行う職員を対象に調査を行い、虐待を受けた子どもの地域移行・自立に向けて行われる支援が機能する全体構造を明らかにした。また、個別事例が支援によってどのように変化を遂げるのかプロセスを示した。施設職員を対象とした調査結果からは、地域移行・自立支援の視点からも、子どもの日常生活や発達に関する支援の重要性が示唆された。加えて、職員の精神的健康を保ちながら支援を継続するための研修の効果と今後の課題を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、医療型障害児入所施設に虐待やネグレクトを受けて入所する子どもが、施設を退所して地域移行・自立するためには、どのような支援が必要か、支援にはどのような課題があるか、いくつかの調査から明らかにした。まずは、支援が機能する構造を把握することで望ましい支援の全体像を捉えた。さらに、個別事例を詳細に分析することで、子どもの変化の捉え方のひとつのモデルを示すことができた。支援する職員の側からは、精神的健康と子どもへの対応等の関連を調査し、職員への支援課題も明らかとなった。

研究成果の概要（英文）：The respondents in this study comprised professionals working in institutions for children with disabilities who had provided support to abused children. The analysis revealed the nature of the successful supports for abused children and showed the process how individual is transformed. The results showed that it is important for abused children getting basic supports for development at institutions. The findings of this study suggest the need for support systems on providing support to abused children to train professionals at institutions for children with disabilities.

研究分野：生涯発達看護学

キーワード：こども虐待 障害児 障害児入所施設 自立支援 地域移行 児童福祉施設 アフターケア リーピン
グケア

様式 C - 19, F - 19 - 1, Z - 19, CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

医療型障害児入所施設（旧肢体不自由児施設）には、虐待やネグレクトを受けた子どもが入所しており、医療型障害児入所施設は、障害をもつ子どもへの治療や訓練だけではなく、虐待やネグレクトを受けた障害をもつ子どもを保護・療育するという役割も期待されている。虐待やネグレクトを受けて施設に入所する子どもは、家庭養育に戻る事が難しいケースが多く、施設入所中には、18歳で施設を退所することを見越して、長期継続的な支援が提供されることが望ましい。しかし、研究者が施設職員を対象に実施した調査からは、施設退所に向けた支援において困難が存在することが明らかになっている。虐待やネグレクトを受けて、医療型障害児入所施設に入所する子どもについて、地域移行・自立支援の視点から支援を見直し、課題を明らかにする調査研究は充分に行われていない。

2. 研究の目的

本研究の目的は、医療型障害児入所施設に虐待やネグレクトを受けて入所する子どもが、施設を退所して地域移行・自立するためには、どのような支援が必要か明らかにすることである。支援の現状を明らかにし、地域移行や自立を困難にする要因と保護・促進する要因は何か、地域移行・自立に必要な子どものレディネスと、それを育むためのリービングケア、退所後に必要とされるアフターケアとはどのようなものかを検討する。

3. 研究の方法

(1) 虐待を受けた子どもへの支援が機能する構造

対象：全国の医療型障害児入所施設（旧肢体不自由児施設）のうち、研究協力の得られた施設に勤務する虐待やネグレクトを受けた子どもの支援に携わった経験のある専門職。

調査内容、方法：これまでに経験した虐待やネグレクトを受けた子どもの支援において上手くいっている、機能していると思うことについて回答を求めた。得られた回答に対し、質的統合法（KJ法）を援用して分析を行った。分析にあたっては、医療型障害児入所施設に勤務する看護師、心理士、社会福祉士、指導員、保育士に分類と構造配置が現実起こっていることと相違ないか協議し、記述データに立ち返って確認のうえ、修正を行った。

(2) 虐待を受けた子どもの感情調整機能、内省機能が変化する過程

対象：虐待を受けて、医療型障害児入所施設に入所する状況依存的で衝動的、暴力的行動を行う子ども1事例。

調査内容、方法：個別的治療的養育を計画し、支援を行った15カ月間、日常生活支援を行う施設職員によって記録された療育記録を分析対象とした。療育記録のうち、子どもの感情が喚起された場面、感情の調整が必要となった場面、子どもが自らの内的状態について言及している場面、職員が子どもの内的状態について代弁している場面の記録を特定して取り出し、それが変化する過程について分析を行った。

(3) 日常生活支援を行う職員への研修会の実施と効果の検証

対象：虐待やネグレクトを受けて、医療型障害児入所施設に入所する子どもに日常生活支援を行う職員。

調査内容、方法：職員を対象に虐待やネグレクトを受けた子どもの基本的理解と基本的支援方法についての研修会を実施した。研修の効果と支援における課題を明らかにするため、研修直後に、研修参加者の研修に対する主観的効果についての質問紙調査を実施した。また、研修前、研修2週間後に、虐待やネグレクトを受けた子どもの支援の際に経験する困難の程度、対応方法、職務における態度についての質問紙調査を実施した。

(4) 地域移行・自立支援に伴う支援の課題

対象：虐待やネグレクトを受けて、医療型障害児入所施設に入所する子どもの地域移行・自立支援に携わった経験のある施設職員。

調査内容、方法：虐待やネグレクトを受けて入所した子どもの地域移行・自立支援において、施設入所中から退所後に行った支援の内容とその経過について、グループインタビューを実施した。

4. 研究成果

(1) 虐待やネグレクトを受けた子どもへの支援が機能する構造

虐待やネグレクトを受けた子どもの支援は、施設内外の連携・協働体制と相互に進められることで促進されて、子どもや養育者の肯定的変化に至り、肯定的変化は支援と相互に関係するという構造が見いだされた。子どもへの支援では、多種の専門職による支援を切れ目なく受けることに加え、虐待を受けた子どもの特徴に配慮した個別的支援が行われること、養育者への支援では、状況に合わせて外部機関との役割分担を柔軟に行う連携・協働体制が必要であることが示唆された。

(2) 虐待を受けた子どもの感情調整機能、内省機能が変化する過程

感情調整方略が変化していく過程は、大きく3つの期間に分けられ、前の期間の特徴を備えつつも、新たな方略が加わることでレパートリーが増えていく過程であった。虐待を受けた子どもに特徴的で問題とされる「外在化」は、取り巻く環境の変化によって影響を受け、攻撃性は低下しながらも消失することなく継続して存在していた。同様に、「内在化」や「身体化」と

いった直接的に感情表出しない方略も継続して存在するという特徴があった。内的状態についての言語化は、「感情」や「認知・思考」に言及が可能となると同時期に、即時に感情そのものに反応して行動する方略から、生じた感情を一旦保留して感情を調整しようとする方略への移行が可能となっていた。また、自らケアワーカーと共に内省することを希望するという内省の様式の変化が確認され、内省機能の変化には、安定した愛着関係が基盤となることが示唆された。

(3)日常生活支援を行う職員への研修会の実施と効果の検証

研修に対する主観的效果、今後の研修内容における課題

研修終了後に行った研修に対する主観的效果については、概ね良い結果を得られた。虐待やネグレクトを受けた子どもの支援において知りたいこと、研修を受けてみたいことについては、「実際の事例の検討」と「施設で治療的養育を行う方法」が示され、今後は基本的理解についての研修に加え、現在支援を行っている事例を検討する機会を設けることや、実際の子どもに合った治療的養育の具体的支援内容について、丁寧に検討していく必要性が示唆された。

施設勤務年数による「支援における困難の内容」、「職員の対応」、「バーンアウト」の差異

施設勤務5年未満の職員は、「職員の対応」の「ネガティブな感情的対応」や「距離をおく対応」が5年以上の職員よりも高いことが確認された。子ども理解への支援やスーパーバイズ、生じた感情を解消出来る日常的なピアサポートを得るなど、経験の浅い職員がチームにおいて相互に守られながら、虐待やネグレクトを受けた子どもへの支援の経験を積むことができる環境を整える必要があることが示唆された。

研修会前後の変化

研修参加者の研修前後の回答に対する分析結果からは、「子どもの気持ちを理解することは難しい」と「子どもの対応について、他の職員に応援を頼みやすい」において有意差が認められ、研修後の方が研修前よりも高い結果が得られた。研修により、虐待やネグレクトを受けた子どもの理解に対する職員の主観的評価が高まったといえる。また、集団全体に研修を行うことで、子どもの対応をひとりで抱え込まなくてもよいといった認識が共有され、他の職員に応援を頼みやすくなった効果が考えられる。

支援における職員の経験、職員の対応とバーンアウトの関連

研修前後の回答について有意差が認められた項目と「職員の対応」が「バーンアウト」に与える影響を検討するために、重回帰分析を行った。その結果、研修の前後で変化した「子どもの気持ちを理解することは難しい」は、「バーンアウト」の中心的要素である「情動的消耗感」に負の影響を与えることが明らかとなった。今回の研修によって、職員が「子どもの気持ちを理解することは難しい」との認識が高まったことは、「バーンアウト」の予防に効果があった可能性が示されたといえる。今後は、より実践に直結する研修により、「職員の対応」の変容や、その結果として「バーンアウト」を低減できる方法を検討していくことが課題である。

支援における困難

「虐待を受けた子どもの支援において困難であると思うこと」に対する回答を分析した結果、「子どもの特異な特徴への対応」、「フラッシュバックへの対応」、「子どもとの関係の築き方」、「子どもの試し行動への対応方法」、「親との関係性への支援」が示された。

(4)地域移行・自立支援に伴う支援の課題

グループインタビューからは、虐待やネグレクトを受けて施設に入所する子どもでは、施設退所後、新しい生活環境や人間関係、就労環境に適応が難しいケースが少なくないこと、その一因には、子どもが受けた虐待やネグレクトの影響が考えられ、それらの問題について十分に施設入所中に治療することができないためであると職員は認識していた。職員は、障害に対する医療的支援に加え、虐待やネグレクトを受けた子どもへの日常生活や発達に対する支援についての専門的知識やスキルを充実させていく必要性を認識していることが示された。また、施設退所後の支援については、職員がプライベートな時間を使って直接的な生活支援や精神的サポートを行っていることも明らかとなった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者は下線)

[雑誌論文](計 5 件)

(1)大橋麗子(2016)医療型障害児入所施設における虐待を受けた子どもへの職員の対応行動とバーンアウトの関連-施設勤務年数と研修会前後の検討、子どもの虐待とネグレクト, 18(1), 106-114.

(2)大橋麗子(2016)専門職が認識する虐待を受けた子どもへの支援が機能する構造-医療型障害児入所施設における調査-, 小児保健研究, 75(2), 209-216.

(3)大橋麗子, 坂井恵(2016)医療型障害児入所施設における研修会「子ども虐待とその対応」の効果と課題, 岐阜看護研究会誌, 8, 37-52.

(4)大橋麗子(2015)治療的養育により虐待を受けた子どもの感情調整方略が変化する過程-障害児入所施設における1事例-, 子どもの虐待とネグレクト, 17(1), 65-74.

(5)大橋麗子(2015)虐待を受けた子どもの内省機能が変化する過程-児童福祉施設における治療的養育による変化-, 岐阜看護研究会誌, 7, 1-9.

〔学会発表〕(計 2 件)

- (1)大橋麗子(2019)障害児入所施設におけるLSWの現状と課題，障害児へのライフストーリーワークのあり方を考える勉強会
- (2)大橋麗子(2013)肢体不自由児施設の専門職が経験する被虐待児支援における困難の構造「子どもと家族をつなぐ支援」，日本子ども虐待防止学会第19回学術大会

〔図書〕(計 1 件)

- (1)大橋麗子(2018)虐待を受けた子どものアタッチメントと情動調整，氏家達夫監修，島義弘，西野泰代編集，個と関係性の発達心理学，北大路書房．

科研費による研究は，研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため，研究の実施や研究成果の公表等については，国の要請等に基づくものではなく，その研究成果に関する見解や責任は，研究者個人に帰属されます。